

第37期定時株主総会

招集ご通知

| 開催日時 |

2022年3月29日（火曜日）
午前10時 受付開始9時

| 開催場所 |

東京都江東区東陽町六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階
イースト21ホール

| 議案 |

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

| 目次 |

第37期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類.....	3
(提供書面) 事業報告	14
計算書類.....	36
監査報告.....	38

株式会社ペッパーフードサービス

証券コード：3053

証券コード 3053
2022年3月11日

株 主 各 位

東京都墨田区太平四丁目1番3号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長CEO 一瀬 邦夫

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテルイースト21東京 1階 イースト21ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第37期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響など諸般の事情を鑑み、株主総会終了後の懇親会及びお土産の配布を中止させていただくことといたしました。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.pepper-fs.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。

- ①事業報告の「新株予約権の状況」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告及び計算書類の一部であります。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合においても、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="412 394 500 417"><新設></p>	<p data-bbox="817 167 1342 337">2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="780 356 852 379"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="772 397 1347 636">1. <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="772 651 1342 745">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="772 760 1342 854">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため新任候補者1名を加えた取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	い ち の せ く に お 一瀬 邦夫	代表取締役社長	再任
2	い ち の せ け ん さ く 一瀬 健作	代表取締役副社長	再任
3	か ん の か ず の り 菅野 和則	専務取締役	再任
4	あ し だ ひ で み つ 芦田 秀満	常務取締役	再任
5	さ り や ま ひ ろ と 猿山 博人	常務取締役	再任
6	さ の ゆ う た 佐野 雄太	取締役	再任
7	い な だ ま さ と 稲田 将人	取締役	再任 社外 独立
8	や ま も と た か ゆ き 山本 孝之	取締役	再任 社外 独立
9	よ こ た き ょ う こ 横田 響子 (注)	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 横田響子氏の戸籍上の氏名は金井響子です。

ご参考：スキルマトリクス

氏名	役職及び担当	特に期待する知識・経験・能力					
		企業経営 経営戦略	営業 マーケ ィング	店舗開発	人事 人財開発	財務会計	法務 コンプライ アンス
一瀬 邦夫	代表取締役社長 CEO	●	●				
一瀬 健作	代表取締役副社長 管理本部長 CFO	●	●		●	●	
菅野 和則	専務取締役 営業統括本部長 レストラン事業本部長 海外事業本部長 いきなり！ステーキ 事業本部長 購買部長	●	●				
芦田 秀満	常務取締役 開発本部長			●			
猿山 博人	常務取締役 総務本部長						●
佐野 雄太	取締役 管理本部経理部長	●				●	
稲田 将人	社外取締役	●					
山本 孝之	社外取締役					●	
横田 響子	社外取締役	●					

1. 任期満了に伴う再任の取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	<p>い ち の せ く に お 一 瀬 邦 夫 (1942年10月2日生)</p>	<p>1985年10月 有限会社くに(現 株式会社ペッパーフードサービス)設立、代表取締役社長就任 1995年8月 株式会社に組織変更、代表取締役就任 2000年12月 有限会社ケー・アイ取締役就任 (現在に至る) 2012年1月 代表取締役社長CEO兼レストラン本部長兼営業企画本部長就任 2013年1月 代表取締役社長CEO兼営業企画本部長就任 2014年4月 Kuni's Corporation President就任 2015年1月 代表取締役社長CEO就任 (現在に至る) 2016年9月 Kuni's Corporation Director就任 2020年6月 株式会社JP(現 株式会社ホットパレット)代表取締役就任 2020年8月 株式会社JP(現 株式会社ホットパレット)取締役就任</p>	3,409,000株
2	<p>い ち の せ けん きく 一 瀬 健 作 (1972年6月26日生)</p>	<p>1993年4月 さわやか株式会社入社 1999年11月 当社入社 2005年3月 取締役ペッパーランチ運営部長就任 2012年1月 取締役管理本部長兼CFO就任 2012年1月 専務取締役管理本部長兼CFO就任 2019年1月 代表取締役副社長管理本部長兼CFO就任 (現在に至る) 2020年6月 株式会社JP(現 株式会社ホットパレット)取締役就任</p>	540,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	かん の かず のり 菅 野 和 則 (1960年10月9日生)	1986年3月 有限会社グリーングラス入社 1995年4月 当社入社 2009年3月 取締役商品・海外本部長就任 2012年1月 取締役ベッパラーランチ本部長兼海外事業本部長就任 2012年1月 常務取締役ベッパラーランチ本部長兼海外事業本部長就任 2014年1月 常務取締役営業本部長兼ベッパラーランチ事業部長兼レストラン事業部長兼海外事業部長就任 2014年5月 常務取締役営業統括本部長兼ベッパラーランチ事業本部長兼レストラン事業本部長兼海外事業本部長就任 2015年1月 常務取締役営業統括本部長兼ベッパラーランチ事業本部長兼いきなり！ステーキ事業本部長兼レストラン事業本部長兼海外事業本部長就任 2016年1月 常務取締役営業統括本部長兼ベッパラーランチ事業本部長兼いきなり！ステーキ事業本部長兼レストラン事業本部長兼海外事業本部長兼営業サポート事業本部長就任 2018年1月 常務取締役営業統括本部長兼レストラン事業本部長兼海外事業本部長就任 2020年3月 専務取締役営業統括本部長兼レストラン事業本部長兼海外事業本部長就任 2020年5月 専務取締役営業統括本部長兼レストラン事業本部長兼海外事業本部長兼いきなり！ステーキ事業本部長兼購買部長就任 (現在に至る) 2020年6月 株式会社JP(現 株式会社ホットパレット) 取締役就任	-株
4	あし だ ひで みつ 芦 田 秀 満 (1955年8月17日生)	1996年5月 バーガーキングジャパン株式会社入社 1999年4月 有限会社北陸丸宗入社 2000年5月 当社入社 2003年3月 取締役営業本部長就任 2005年5月 常務取締役営業本部長就任 2009年3月 取締役レストラン本部長就任 2012年1月 取締役開発本部長就任 2013年1月 取締役開発本部長兼レストラン本部長就任 2014年1月 取締役開発本部長就任 2019年1月 常務取締役開発本部長就任 (現在に至る)	27,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	さる やま ひろ と 猿 山 博 人 (1970年10月20日生)	1990年2月 株式会社ビックカメラ入社 2006年9月 当社入社 2012年1月 執行役員管理本部総務部長就任 2014年1月 執行役員管理本部総務人事部長兼危機管理室部長兼管理本部長補佐就任 2015年3月 取締役管理本部総務人事部長兼危機管理室部長兼管理本部長補佐就任 2016年7月 取締役総務人事部長兼危機管理室部長就任 2017年4月 取締役総務人事本部長就任 2017年9月 取締役総務本部長就任 2019年1月 常務取締役経営企画室長就任 2019年3月 常務取締役経営企画推進室長就任 2020年1月 常務取締役総務本部長就任 (現在に至る)	1,000株
6	さ の ゆう た 佐 野 雄 太 (1985年10月17日生)	2006年4月 当社入社 2016年1月 執行役員管理本部経理部長就任 2019年1月 上席執行役員管理本部経理部長就任 2020年3月 取締役管理本部経理部長就任 (現在に至る)	-株
7	いな だ まさ と 稲 田 将 人 (1959年3月1日生)	1983年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社 1990年3月 株式会社マッキンゼーアンドカンパニー入社 1996年6月 株式会社アオキインターナショナル取締役就任 2007年6月 株式会社卑弥呼代表取締役社長就任 2008年8月 株式会社R E - E n g i n e e r i n g P a r t n e r s 設立、 代表取締役社長に就任 (現在に至る) 2015年3月 当社社外取締役就任 (現在に至る) 2016年5月 株式会社タカキュー社外取締役就任 (現在に至る)	9,000株
		【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 稲田将人氏は、複数の企業の役員、事業責任者などの経験を有し、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から現在も当社の取締役として職務を遂行しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	やま ちと たか ゆき 山本孝之 (1964年11月5日生)	<p>1987年4月 東邦生命保険相互会社入社 1997年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2000年4月 公認会計士登録 2005年3月 株式会社ナムコ入社 2005年9月 株式会社バンダイナムコホールディングス転籍 2013年5月 山本孝之公認会計士事務所開設、代表就任 (現在に至る) 2013年7月 税理士登録 2016年3月 当社社外取締役就任 (現在に至る) 2017年6月 株式会社コスモメッツ取締役就任 2019年12月 つばき少額短期保険株式会社社外取締役就任 (現在に至る) 2021年8月 五洋インテックス株式会社社外監査役就任 (現在に至る) 2021年12月 株式会社フューチャーアカウンティング代表取締役就任 (現在に至る)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 山本孝之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、高度な専門知識を活かし財務及び会計面において現在も当社の取締役として積極的に発言を行っており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	-株

2. 新任の取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	よこ た きょう こ 横田響子 (1976年6月14日生)	<p>1999年4月 株式会社リクルート入社 2006年5月 株式会社コラボラボ設立、代表取締役就任 (現在に至る) 2007年5月 女性社長.net サイトオープン、主宰就任 (現在に至る) 2017年8月 国立大学法人お茶の水女子大学 学生キャリア支援センター客員 准教授就任 (現在に至る)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 横田響子氏は、会社経営者として女性経営者の支援事業に取り組むとともに、男女共同参画、行財政改革など多岐にわたる分野で有識者として講演等の活動を行っております。これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 稲田将人、山本孝之及び横田響子の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 稲田将人氏の当社取締役在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
4. 山本孝之氏の当社取締役在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

5. 当社は、稲田将人及び山本孝之の両氏を、当社を独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断したことから株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定です。
6. 当社は、横田響子氏を当社を独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断したことから、同氏の選任が承認された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、稲田将人及び山本孝之の両氏との間で、定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任についての責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である横田響子氏の選任が承認された場合には、当社と会社法第423条第1項の損加害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損額については填補の対象としないこととされています。)
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役栗原守之及び太田行信の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて2名の監査役選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	栗原守之 (1962年11月27日生)	1998年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 2005年5月 栗原法律事務所設立 2006年3月 当社社外監査役就任 (現在に至る) 【社外監査役候補者とした理由】 栗原守之氏は、過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、監査役としての長年の経験、並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、現在も当社の監査役として重要な役割を担っていることから、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。	-株
2	太田行信 (1958年7月18日生)	1982年4月 住友信託銀行(現 三井住友信託銀行)株式会社入社 1993年3月 シティバンクN. A. 入社 1998年5月 UBS信託銀行株式会社入社 2000年9月 株式会社日本トレードワークス(現 株式会社エムスリー)設立 取締役就任 2006年12月 同社代表取締役就任 2007年5月 みずほ証券株式会社入社 2008年2月 同社退社 2018年3月 当社常勤監査役就任 (現在に至る) 2020年6月 株式会社JP(現 株式会社ホットパレット) 監査役就任 【社外監査役候補者とした理由】 太田行信氏は、長年にわたる金融機関等での経験と知識を有しており、それらを健全で持続的な成長を可能とする良質な企業統治体制の確立と運用に活かしていただき、公正不偏の立場より当社取締役の職務執行全般に対する監査を期待して、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栗原守之及び太田行信の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 栗原守之氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。
4. 太田行信氏の当社監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、栗原守之及び太田行信の両氏を、当社を独立した立場から監督することが可能であり、一般株主と利益相反の恐れがないと判断したことから、再任が承認された場合は、引き続き両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

6. 当社は、栗原守之及び太田行信の両氏との間で、定款第42条の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任についての責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、候補者を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案通り承認され、監査役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損額については填補の対象としないこととされています。）
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にありますが、9月末に全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が全て解除されたことなどから、持ち直しの動きがみられるものの、未だ予断を許さない状況にあります。外食産業におきましては、緊急事態宣言などが解除され、緩やかに回復基調がみられるものの、新型コロナウイルスの変異株「オミクロン株」の感染拡大の懸念や業界全体の人手不足など、厳しい状況が続いております。

こうした状況のもと、当社は、年初より「正笑は不滅の論理、幸福を招く方程式」を基本方針として、新型コロナウイルス感染症対策のため行政の要請に応じ営業時間の短縮を行い、引き続き感染症対策を講じながら安心・安全な商品の提供に努め、既存店の売上向上に注力してまいりました。なお、営業時間短縮に伴う協力金の入金額について、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金として2,507百万円営業外収益に計上いたしました。

特別損益項目では、建物賃貸借契約を締結している家主等との交渉が進展したことに伴い、見積額と確定額の差額等を事業構造改善引当金戻入額として48百万円特別利益に計上し、収益性の低下した店舗資産等に対して減損損失として858百万円特別損失に計上いたしました。

これらの結果、当事業年度における売上高は18,950百万円（前期比39.0%減）、営業損失は1,412百万円（前期は4,025百万円の営業損失）、経常利益は1,274百万円（前期は3,904百万円の経常損失）、当期純利益は387百万円（前期は3,955百万円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。なお、前事業年度においてはペッパーランチ事業を行っておりましたが、2020年6月1日にペッパーランチ事業を株式会社JPに分割継承したことにより、当事業は前事業年度において終了しております。これに伴い、当事業年度よりペッパーランチ事業を報告セグメントから除外しております。

(いきなり！ステーキ事業)

いきなり！ステーキ事業につきましては、6月1日より、スマートフォンからテイクアウトのご注文・お支払いができるモバイルオーダーを導入いたしました。また、8月10日には低カロリー且つ希少部位である「イチボステーキ」を全店で期間限定販売をしたところ、予想を大幅に上回る売れ行きとなりました。さらに11月20日にTBS系列のテレビ番組「ジョブチューンフードコート大人気店ジャッジSP×超一流料理人」にいきなり！ステーキが紹介され、イチ押しメニュー5品(ワイルドステーキ、チーズハンバーグ、ヒレスステーキ、和牛乱切りカットステーキ、カレーソース)全てで合格をいただきました。同番組内で合格した新商品「和牛乱切りカットステーキ」は11月21日に数量限定で販売を開始いたしました。そのテレビ放映の反響から、いきなり！ステーキの認知度向上だけでなく、来店機会の促進に大きく寄与いたしました。しかしながら、自治体からの時短営業要請、夜の酒類提供時間の短縮・販売禁止などの自粛要請に応じたことにより収益が減少しております。

この結果、当事業年度における売上高は17,529百万円(前期比35.0%減)、セグメント利益は369百万円(前期は1,727百万円のセグメント損失)となりました。

(レストラン事業)

レストラン事業につきましては、既存店の売上並びに利益の向上に努めてまいりました。ステーキレストラン「Prime42 BY NEBRASKA FARMS」では、タクシーでご来店いただいたお客様に代わり、料金を一部負担する「タクシー料金サービス」や、タクシーデリバリーの「Go Dine」を導入するなど、来店機会や売上の促進につなげております。しかしながら、自治体からの時短営業要請、夜の酒類提供時間の短縮・販売禁止などの自粛要請に応じたことにより収益が減少しております。

この結果、当事業年度における売上高は1,009百万円(前期比7.3%減)、セグメント損失は117百万円(前期は118百万円のセグメント損失)となりました。

(商品販売事業)

商品販売事業につきましては、「とんかつソース」、「冷凍ガーリックライス」、「冷凍ハンバーグ」、家庭でも味わえる「いきなり！ステーキセット」を各大手モールにて出店販売しました。また、12月24日より、いきなり！ステーキネットショップにて、新商品の「ボイルド牛すじ(味なし)」、「牛すじ煮込み」の販売を開始いたしました。しかしながら8月21日～9月20日の間、システム上のメンテナンスによる休業のため、収益が減少しております。

この結果、当事業年度における売上高は188百万円(前期比42.1%減)、セグメント損失は23百万円(前期は17百万円のセグメント利益)となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、店舗FC開発や店舗サポート及び購買に関する間接収益部門の事業となっております。店舗数の縮小及び新型コロナウイルスの影響により出店店舗数が減少いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は222百万円（前期比21.4%減）、セグメント損失は50百万円（前期は167百万円のセグメント損失）となりました。

セグメント別の売上の状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高（百万円）	構成比（％）
いきなり！ステーキ事業	17,529	92.5
レストラン事業	1,009	5.3
商品販売事業	188	1.0
その他事業	222	1.2
合計	18,950	100.0

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 商品販売事業の売上高は、とんかつソース、冷凍いきなり！ガーリックライス、冷凍ハンバーグ等の販売であります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は53百万円となりました。その主な内容はいきなり！ステーキ事業における既存店に対する改修工事等による設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中の運転資金等に充当する為、2020年8月17日に第三者割当の方法により、行使価額修正条項付第11回新株予約権160,982個及び第12回新株予約権68,992個の発行を決議し、発行価額の全額の払込が完了しております。なお、当事業年度中に第11回新株予約権のすべての行使の完了および、第12回新株予約権3,061個の行使が完了し、合わせて2,443百万円の調達をしております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 34 期 (2018年12月期)	第 35 期 (2019年12月期)	第 36 期 (2020年12月期)	第 37 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高 (百万円)	62,650	66,879	31,085	18,950
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△530	△2,663	△3,955	387
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△25.57	△126.94	△164.29	10.37
総 資 産 (百万円)	25,614	23,251	14,446	10,896
純 資 産 (百万円)	3,745	598	455	3,287
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	170.18	21.89	9.60	80.22

(注) 2020年12月期より連結計算書類を作成しておりませんので、上表は当社単体の財産及び損益の状況の推移を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 会社の対処すべき課題

長引く新型コロナウイルスの影響下の中、外食産業におきましてはまん延防止等重点措置による時短営業や外出自粛等により、依然として厳しい状況が続いております。そのような中、当社におきましては、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底し、お客様がご安心してお食事を召し上げられる環境作りに努めるとともに、各種メディア等による積極的な情報発信や計画的な商品キャンペーンを行い、アフターコロナも見据えた経営環境を構築してまいります。当面におきましては、財政基盤の安定を目的に徹底したコスト管理を行う等、業績回復に向けた取り組みを優先的に行ってまいります。

① 人材の育成

社員採用基準、FC契約基準及び委託店基準を厳しく運用し教育訓練を徹底して優秀な人材の育成に努めるとともに、コンプライアンス遵守の観点から、不正・犯罪の発生しない職場環境づくりと社員の連帯意識の醸成に努めます。

② マーケティングの強化

当社は、新規のお客様獲得とリピート率向上を目標に、広報・宣伝・商品販促活動に努めてまいりました。

当社は、高品質・高付加価値の厚切りステーキをリーズナブルに提供し、お客様に日常的にステーキを召し上がっていただく、ステーキ専門店として認知されて参りました。当社が掲げた『ステーキを日本の食文化へ』のスローガンを着実に進展させてまいります。

売上対策として、計画的な全店ナショナルキャンペーンの実施と不振店舗対策として、選べるキャンペーンの計画的な実施を行い、また、季節に応じた商品キャンペーンに注力することで新規のお客様の獲得を目指します。いきなり！ステーキ事業におきましては、2021年12月1日に行った価格改定により、食肉仕入価格の高騰に対応し、原価率の安定を図っております。

新型コロナウイルス対策として、店内対策（手洗い・アルコール消毒・店内換気・ソーシャルディスタンス等）の徹底、テイクアウト訴求強化（ドライブスルー・カーテイクアウト）を実施しております。

また、デリバリー（Uber Eats、出前館、テイクアウトアプリmenu、ファインダイン等）は引き続きエリアを拡大すると同時に、新規デリバリーの導入も視野にいれております。

SNSキャンペーン（Twitter・Instagramキャンペーン）は今後も継続して行い、ブランドイメージ向上とフォロワー数増によりお客様への情報拡散力を強化して既存店への来店頻度向上を目指して参ります。

また、新規にいきなり！ステーキアプリを登録した際のお得な特典の情報を積極的に発信し、新規会員数を増やす事で実店舗への集客を促進致します。

お支払の利便性向上のため、いきなり！ステーキ事業・レストラン事業にて、QRコード決済を導入し、キャッシュレス決済の多様化を実施しております。

事業全体の収益力を高めるため、不採算店舗の撤退を引き続き行い、また、出店戦略として立地ごとの売上高の進捗を確認し、立地別のメニュー施策についてテスト店にて検討を行っております。

③ 安全管理、食材調達ルートの多元化

お客様に安全な食品を提供するために食の安全管理を徹底し、安全で安定した商品供給のために食材の産地と調達先を厳選するとともに多元化を推進してまいります。当社は委託先の物流センター、食材調達先の工場等の取引開始前はもちろんのこと、取引開始後もISOの認定資格者等が定期的に訪問し、衛生管理、品質管理の状況を確認いたします。また、食材の産地と調達先の選定に当たっては念入りな情報収集を行い、さらなる食の安全管理を推し進めてまいります。

④ FC加盟者開発について

当社は、FC事業を中心とした事業展開を行っており、継続的に事業を拡大していくためには、FC加盟契約者の開発は重要な課題であります。当社としては、従来のFC加盟契約者の開発手法に加え、金融機関等の外部協力者より紹介を受けた新規FC加盟契約希望者に対して説明会を実施していくなど、積極的なFC加盟契約者開発に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

名 称	内 容
いきなり！ステーキ事業	<p>ビジネス街でポピュラーな立ち飲み食いでステーキとワインを楽しむスタイルをコンセプトにレストラン業態としてスタートした後、独立した業態となりました。</p> <p>お肉の定量カットに加え、「炭焼ステーキくに」同様にお客様の目の前で好みの分量に切り分けてステーキを提供するオーダーカット制にも対応しており、また、メニューアイテムの絞り込みによりコストパフォーマンスを追求しております。</p> <p>来店回数に応じてお得なサービスが受けられる「肉マイレージ」の導入や、テイクアウト・デリバリーのサービスなど、中長期的な成長への基盤とする業態として当社の直営、フランチャイズ及び委託事業として運営しております。</p> <p>フランチャイズ事業は、F C加盟契約者の開拓、F C加盟契約者の出店先店舗物件開発、店舗施工管理、店舗機器や食材の販売、店舗運営ノウハウの提供などを行っております。当社はF C加盟契約者から加盟契約金、食材の卸売販売代金、ロイヤリティ等を受領しております。</p> <p>直営事業は、店舗を直接当社で運営する事業であります。主に新たな商品やサービスのテスト導入や、加盟店の人材教育・研修の場として、また、お客様の声や商品・サービスに対する反応の変化等を直接把握し、新たなノウハウをF C加盟店に提供する基地として位置づけております。</p> <p>委託事業は、当社所有店舗の運営を受託者が行い、店舗の業績に応じて受託者に業務委託料を支払うものであります。受託希望者は、店舗研修を受け、接客や調理、店舗管理等の店舗運営者として必要な技能・知識を習得した後、店舗運営を受託します。受託後も当社本部による運営支援を受けて業務を遂行します。</p>
レストラン事業	<p>お客様の目の前で好みの分量に切り分けてステーキを提供するオーダーカットステーキ店の「炭焼ステーキくに」、とんかつ専門店の「こだわりとんかつ かつき亭」、牛たん専門店の「牛たん仙台なとり」、ステーキレストラン店の「Prime42 BY NEBRASKA FARMS」を当社の直営、フランチャイズ及び委託事業として運営しております。</p> <p>レストラン事業にて蓄積されたノウハウやメニューを、いきなり！ステーキ事業にも活用しております。</p>
商品販売事業	<p>ネットショップ販売を主流として、冷凍ハンバーグ、冷凍いきなり！ガーリックライス、冷凍牛たん、いきなり！ステーキセット（ご家庭で召し上がれるステーキセット）、ドレッシング、笑顔の見える業務店用のマスクを販売しております。業務用卸販売として、とんかつソース、ステーキソース、いきなり！ガーリックライス、ドレッシング等の食材のほか、びたり箸(膳の箸がいつでも寄り添う箸)の販売を行っております。</p> <p>また、「いきなり！ステーキ監修」のソース及びピラフ等の販売に伴うロイヤリティ収入を受領しております。</p>

(6) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

本 社	東京都墨田区太平四丁目1番3号									
直 営 ・ 委 託 店 舗	北海道	3店舗	岩手県	2店舗	宮城県	3店舗				
	秋田県	1店舗	山形県	1店舗	福島県	1店舗				
	茨城県	4店舗	群馬県	1店舗	埼玉県	10店舗				
	千葉県	11店舗	東京都	53店舗	神奈川県	14店舗				
	石川県	2店舗	静岡県	1店舗	長野県	1店舗				
	静岡県	3店舗	愛知県	11店舗	滋賀県	1店舗				
	京都府	1店舗	大阪府	12店舗	兵庫県	6店舗				
	岡山県	2店舗	和歌山県	2店舗	徳島県	1店舗				
	岡山県	1店舗	広島県	3店舗	徳島県	1店舗				
	香川県	1店舗	愛媛県	1店舗	福岡県	8店舗				
	長崎県	2店舗	熊本県	1店舗	鹿児島県	1店舗				
	沖縄県	1店舗								

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
382 (971) 名	96名減 (872名減)	40.5歳	5.3年

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
いきなり！ステーキ事業	286 (896) 名	90名減 (867名減)
レストラン事業	30 (60) 名	2名減 (3名減)
商品販売事業	2 (-) 名	1名増 (-)
その他事業	14 (1) 名	6名減 (1名減)
全社 (共通)	50 (14) 名	1名増 (1名減)
合計	382 (971) 名	96名減 (872名減)

(注1) 使用人数は就業員数であり、アルバイト・パート及び派遣社員は()内に8時間換算した年間の平均人員を外数で記載しております。

(注2) 使用人数が前事業年度と比べて96名(872名)減少しておりますが、その主な理由は新型コロナウイルス感染拡大に伴う売上の低減や店舗閉店によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,675百万円
株式会社三井住友銀行	885百万円
株式会社みずほ銀行	795百万円
株式会社りそな銀行	349百万円
株式会社千葉銀行	162百万円
株式会社きらぼし銀行	153百万円
株式会社東日本銀行	18百万円
株式会社東京スター銀行	14百万円
株式会社第四北越銀行	13百万円

(9) その他当社の現況に関する重要な事項

日本国政府は、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症に関連した感染症対策の基本方針等を公表しましたが、それ以降消費者は外出等を控え外食需要に重要な影響が生じております。当社においては、政府及び自治体からの各種要請等を受けて一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施したことなどから、2020年3月以降、当社の来店客数は顕著に減少して売上高も著しく減少しております。2021年10月以降は、店舗の営業に対する制限が概ね解除され、来店客数等は次第に回復しておりますが、新型コロナウイルスの新たな変異株が出現するなど、見通しはいまだ不透明であります。当事業年度においては、売上高の著しい減少により継続して営業損失を計上しております。

この結果、借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況の解消または改善のために、下記のような対応策を講じております。

- ① 当社は、収益改善及び本社費用の削減等の施策を行っております。具体的には、既存店の売上対策を強化し、店舗の事情に応じたメニューの変更等を推進しております。また、従業員の適正配置などのコスト削減施策も推進し、事業の収益性を改善しております。さらに、役員報酬等の人件費削減を継続するなど本社費用を削減しております。
- ② 当社事業の各種ステークホルダー（金融機関等）との緊密な連携関係を高め、必要に応じた支払条件の柔軟化等を含めた協力体制の強化を行っております。

③ 当社は、2020年7月に適切な店舗体制を構築するために、各店舗の地域配分や収益性等を精査して当社が運営する114店舗を退店することを決定しております。また、新生活様式への移行に対応し、さらなる収益性の向上及び資金繰りの改善を図るため、2021年2月12日の取締役会において18店舗の追加退店を決定しております。この結果、2021年12月31日現在、これらのうち125店舗の退店を完了しております。

④ 当社は、2020年7月31日の取締役会にて、第三者を割当先とした第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行に係る決議を行いました。なお、2022年2月14日現在、これらのうち第11回新株予約権及び第12回新株予約権が行使され4,503百万円の調達を完了しております。

しかしながら、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の影響及び収益改善施策の成果が、売上高に及ぼす程度や期間について見通すことが容易ではないこと、また金融機関等との間で支払条件等の協力体制を築くために一定の期間を要することも想定されること及び、新株予約権の行使について株価下落等により予定通り資金調達ができない場合があることから、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提としており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 70,800,000株

(2) 発行済株式の総数 39,411,200株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は9,345,900株増加しております。

(3) 株主数 59,634名

(4) 大株主 (上位11名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
一 瀬 邦 夫	3,409,000株	8.65%
エ ス フ ー ズ 株 式 会 社	2,466,000株	6.26%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,833,600株	4.65%
一 瀬 健 作	540,000株	1.37%
投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 イ ン フ レ ク シ ョ ン Ⅱ 号	462,100株	1.17%
株 式 会 社 マ ル ゼ ン	312,600株	0.79%
フ ジ パ ン グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	265,800株	0.67%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	255,900株	0.65%
西 岡 久 美 子	246,800株	0.63%
フ ク シ マ ガ リ レ イ 株 式 会 社	180,000株	0.46%
サ ッ ポ ロ ビ ー ル 株 式 会 社	180,000株	0.46%

(注) 持株比率は自己株式 (220株) を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	一 瀬 邦 夫	CEO 有限会社ケー・アイ取締役
代表取締役副社長	一 瀬 健 作	管理本部長兼CFO
専務取締役	菅 野 和 則	営業統括本部長 兼レストラン事業本部長 兼海外事業本部長 兼いきなり!ステーキ事業本部長 兼購買部長
常務取締役	芦 田 秀 満	開発本部長
常務取締役	猿 山 博 人	総務本部長
取締役	佐 野 雄 太	管理本部経理部長
取締役	稲 田 将 人	株式会社RE-Engineering Partners代表取締役社長 株式会社タカキュー社外取締役
取締役	山 本 孝 之	山本孝之公認会計士事務所代表 つばき少額短期保険株式会社社外取締役 五洋インテックス株式会社社外監査役 株式会社フューチャーアカウンティング 代表取締役
常勤監査役	太 田 行 信	—
監査役	栗 原 守 之	—
監査役	藤 居 讓 太 郎	株式会社藤居事務所代表取締役社長

- (注) 1. 取締役稲田将人及び山本孝之の両氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役太田行信、監査役栗原守之及び藤居讓太郎の3氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役太田行信氏は、長年にわたる金融機関等での経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

稲田将人及び山本孝之の両氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任についての責任限定契約を締結しております。

太田行信、栗原守之及び藤居讓太郎の3氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は3氏との間で、定款第42条の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任についての責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含めて会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針内容及び決定方法

イ.基本方針

取締役の金銭報酬の額は、2018年3月29日開催の第33期定時株主総会において年額4億円以内と決議しております。（但し、使用人給与は含まない。）当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年3月29日開催の第32期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。（但し、使用人給与は含まない。）当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

各取締役の報酬額は、取締役の諮問機関として過半数の独立社外取締役から構成される指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会の委任を受けた代表取締役社長CEO一瀬邦夫氏が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等

を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定いたします。

役員報酬等の方針につきましては、指名報酬諮問委員会の答申を基に取締役会にて決定され、報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準を踏まえて見直しを行い、会社への貢献度、役職、職位を勘案した決定を行うことを方針といたします。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ.基本報酬

当社の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会にて勘案して決定するものといたします。

ハ.非金銭報酬

非金銭報酬等は、ストック・オプションとし、当社業績や株価水準その他諸般の事情を考慮し、支給時期を決定いたします。

ニ.金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

ストック・オプション報酬は2017年および2018年に発行されたもののみとなっており、割合の決定に関する方針についての定めは現状ございません。

ホ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、指名報酬諮問委員会からの答申に基づき、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定いたします。報酬体系・水準は経済情勢や当社業績、他社水準を踏まえて見直しを行い、会社への貢献度、役職、職位を勘案した決定を行うことを方針といたします。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	業 績 連 動 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	111 (6)	111 (6)	— (—)	— (—)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	13 (13)	13 (13)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	124 (19)	124 (19)	— (—)	— (—)	11 (5)

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役稲田将人氏は、株式会社RE-Engineering Partnersの代表取締役社長及び、株式会社タカキューの社外取締役であります。なお、当社と両社との間に取引関係はありません。
 - ・取締役山本孝之氏は、山本孝之公認会計士事務所の代表、つばき少額短期保険株式会社の社外取締役、五洋インテックス株式会社の社外監査役および株式会社フューチャーアカウンティングの代表取締役であります。なお、当社と両社との間に取引関係はありません。
 - ・監査役藤居譲太郎氏は、株式会社藤居事務所の代表取締役社長であります。なお、当社と株式会社藤居事務所との間に取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 稲 田 将 人	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。複数の企業の役員、事業責任者などの経験を有し、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から、議案・審議等について発言を行っております。さらに、中期経営計画の監督、指名報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与し、当社の企業価値向上に貢献しております。企業経営者として、特に経営戦略について専門的な立場から助言等を行い、当社の経営課題に対する認識共有を図るなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 山 本 孝 之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。公認会計士及び税理士の資格を有しており、高度な専門知識を活かし財務及び会計の見地から、議案・審議等について発言を行っております。さらに、中期経営計画の監督、指名報酬諮問委員会の委員として経営の公平性・透明性の向上に寄与し、当社の企業価値向上に貢献しております。当社の会計監査人以外の監査法人出身者として、特に財務会計面で専門的な立場から当社の経営状況等について助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 太 田 行 信	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。長年にわたる金融機関等での経験を踏まえて、議案・審議等について必要な発言を行っております。
監査役 栗 原 守 之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、当社の法令遵守、コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
監査役 藤 居 讓 太郎	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。外食産業の経営者としての経験を踏まえて、議案・審議等について必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	48,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,000千円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、提出会社との監査証明業務に基づく報酬額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社においては、取締役及び使用人が、社会の構成員としての自覚のもと、法令の遵守及び企業倫理に則した行動を行うことを目指し、「ペッパーフードサービス倫理憲章」を制定しています。代表取締役が取締役及び使用人に対して繰り返しその根本精神である「経営理念」「社是」「経営方針」を伝えています。

また、法令の遵守及び企業倫理の徹底を図るため、当社及びフランチャイジーの取締役及び使用人に対して「コンプライアンス・ハンドブック」を配布し、必要な研修を行っています。

② コンプライアンスについては、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長を議長とし、取締役、監査役により構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する必要な提案を行うほか、使用人が法令違反等を行った場合に審議を行っています。

使用人による法令違反行為について通報を受けることができるように社内にコンプライアンスホットラインを設置しています。また、通報を行った使用人に対しての不利益処分を禁止する「内部通報者保護規程」を制定しています。

③ 取締役及び使用人が、主体的に法令及び定款等を遵守する体制として、所管部署は、コンプライアンス研修会を開催し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに係る必要な研修を行っています。また、当社はペッパーフードサービス倫理憲章を制定し、その指導と周知に取り組むことで、企業倫理の重要性を継続的に喚起しております。

④ 監査役は、内部監査部門とともに、当社各部門及び店舗における内部管理の状態を監査し、取締役会等は、これらの結果を踏まえ、必要に応じて改善の指示等を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社における「文書管理規程」等に則して担当各部門において適切に作成、保存及び管理を行い、内部監査部門はその管理状態について監査を行い、取締役または監査役からの要請に応じて閲覧できる状態にしています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業活動に伴う様々なリスクを適切に管理することが企業価値を高めると認識しており、「リスク管理規程」を制定し、代表取締役社長を議長とし、取締役、監査役により構成される「リスク管理委員会」を設置し、各種リスクについて対応策を定めています。内部監査部門は当社各部門について対応策の実施状況等を監査し、同委員会に報告しています。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を毎月定例に開催し、重要事項についての意思決定を行っています。また、職務執行上の基本的事項について代表取締役、取締役及び監査役等により構成される経営会議を設置し、そこにおける審議・決定により機動的・効率的に職務執行を行っています。
 - ② 取締役会においては、各部門における取締役の職務遂行状況について監督を行っており、また、毎年、経営計画及び予算を審議・決定し、月例でその進捗状況を審議しています。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、協議のうえ、決定します。この場合監査役の指定する期間においては当該使用人に対する指揮命令権は監査役が行使します。
- (6) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、及び重大な法令または定款違反の事実を発見した場合には直ちに監査役に報告します。
 - ロ. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、議事録、稟議書等重要な文書を閲覧し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求めています。
 - ハ. 監査役は、内部監査部門及び会計監査人との情報の交換など密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めるよう努めています。
 - ニ. 代表取締役社長は、定例的に、監査役との間で会社運営に関する事項等について意見交換の場を持ち、意思疎通を図っています。
 - ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができます。
- (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認のうえ、速やかに当該費用または債務を処理します。

(8) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、「反社会的勢力対策規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、総務部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否します。

(9) 当期における業務の適正性を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務執行

当該事業年度は19回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定及び職務執行状況、経営計画等の進捗状況等について報告を実施しているほか、定款や社内規程等に則ってコンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、社外取締役が取締役会等を通じて積極的に発言をする機会を設けることで、管理監督機能を強化しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、取締役会や経営会議への出席を通じて、当社の業務の適正性を確保するための体制を確認しております。また、会計監査人からの会計監査の内容や結果等の報告、会計上及び内部統制上の問題点や課題についての意見交換等を行うほか、内部監査担当部門からの内部監査の実施状況等の報告を受けております。なお、内部監査担当部門との定期的な意見交換を通じて、内部監査担当部門に対して必要な助言を適宜行っております。

③ コンプライアンス

「ペッパーフードサービス倫理憲章」を定め、全役員及び全使用人に浸透させております。また、コンプライアンスに抵触する事象が発生した際には、速やかな調査を実施し、「コンプライアンス委員会」での審議を経て、厳正な処分を行っております。

④ 反社会的勢力の排除

取引先等が反社会的勢力に該当しないことを確認することを目的として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携するとともに、取引先については担当部門が反社会的勢力に該当していないかの調査及び属性チェックを行っており、株主・役員については総務部が属性チェックを行っております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	6,034	【流動負債】	4,824
現金及び預金	4,355	買掛金	1,081
売掛金	770	短期借入金	1,576
商品	190	1年内返済予定の長期借入金	1,083
貯蔵品	50	未払金	290
前渡金	0	未払費用	324
前払費用	185	未払法人税等	155
短期貸付金	31	未払消費税等	8
未収入金	437	前受金	33
立替金	11	預り金	121
その他金	33	資産除去債務	31
貸倒引当金	△31	債務保証損失引当金	50
		事業構造改善引当金	61
		その他	6
【固定資産】	4,861	【固定負債】	2,784
(有形固定資産)	2,992	長期借入金	1,409
建物	2,667	受入保証金	609
機械及び装置	181	資産除去債務	578
車両運搬具	7	事業構造改善引当金	167
工具、器具及び備品	122	その他	18
土地	13		
(無形固定資産)	81	負債合計	7,609
借地権	30	純資産の部	
ソフトウェア	48	【株主資本】	3,173
電話加入権	1	資本金	4,777
(投資その他の資産)	1,787	資本剰余金	4,057
投資有価証券	16	資本準備金	4,057
出資金	0	利益剰余金	△5,661
長期貸付金	26	利益準備金	30
長期前払費用	29	その他利益剰余金	△5,691
長期未収入金	7	繰越利益剰余金	△5,691
破産更生債権等	2,812	自己株式	△0
差入保証金	1	【評価・換算差額等】	△11
敷金及び保証金	1,449	その他有価証券評価差額金	△3
建設協力金	267	繰延ヘッジ損益	△8
貸倒引当金	△2,823	【新株予約権】	125
資産合計	10,896	純資産合計	3,287
		負債純資産合計	10,896

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		18,950
販売費		10,045
営業		8,904
受取		10,316
受取		1,412
受取	2	
受取	0	
受取	4	
受取	17	
受取	4	
受取	153	
受取	21	
受取	2,507	
受取	27	2,740
営業		
支店	41	
貸与	0	
盗難	0	
現為	3	
経	1	
特	5	52
別		1,274
固新	2	
事	7	
業	48	58
特		
固	0	
減	2	
引	858	860
前		472
当	85	387

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社ペッパーフードサービス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石丸 整行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	槻 英明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ペッパーフードサービスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度に継続的な営業損失を計上しており、借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じている状況にある。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社ペッパーフードサービスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、本社及び営業店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかに関し監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社ペッパーフードサービス 監査役会

常勤社外監査役 太田 行 信 ⑩

社外監査役 栗原 守 之 ⑩

社外監査役 藤 居 讓 太郎 ⑩

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

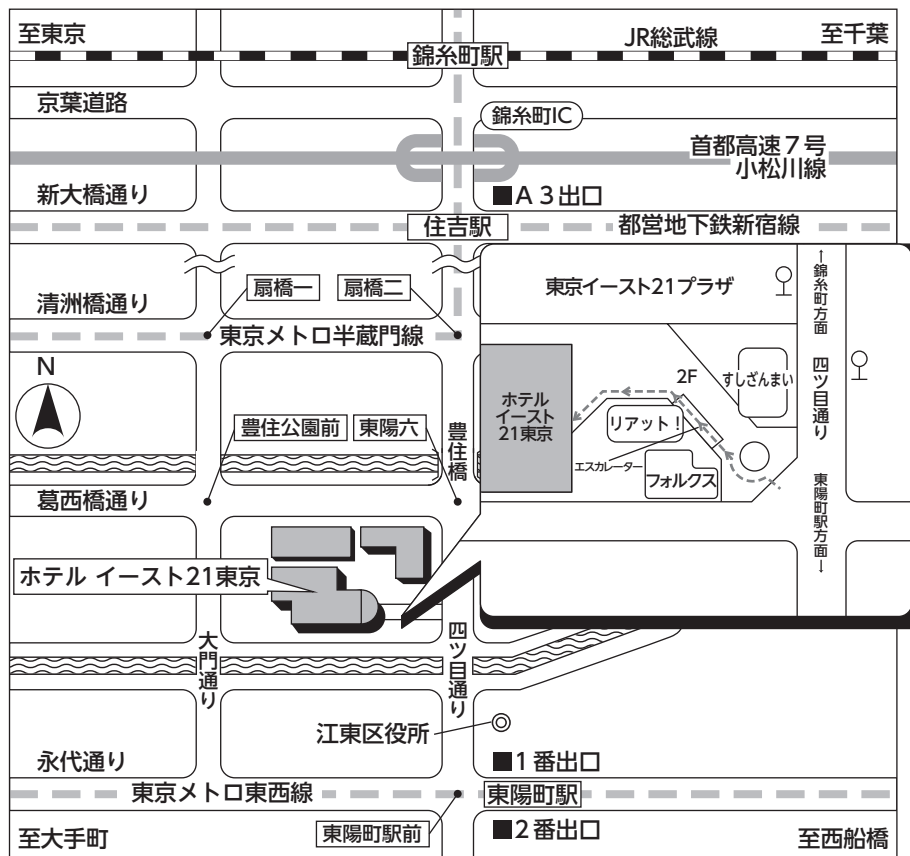
A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都江東区東陽六丁目3番3号
 ホテルイースト21東京 1階 「イースト21ホール」
 電 話 03 (5683) 5683 (代表)



交 通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分
 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅（A3出口）より
 都営バス＜東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行＞で約10分
 豊住橋（東京イースト21）下車
 JR総武線 錦糸町駅（南口）より
 都営バス＜東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行＞で約15分
 豊住橋（東京イースト21）下車